

## GoogleMaps のマイマップ機能を用いた盛土規制法に係る規制区域及び盛土等情報公開マップ利用規定

### (目的)

第1条 茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第77条の4に基づき、GoogleMaps のマイマップ機能を用いた宅地造成及び特定盛土等規制法（通称、盛土規制法。以下「法」という。）に係る規制区域及び盛土等情報公開マップ（以下、「マップ」という。）に掲載する情報の取扱いについて定めるものである。

### (マップの管理)

第2条 茨城県土木部都市局建築指導課（以下、「茨城県建築指導課」という。）は、マップを作成し、管理運営するものとする。

### (マップの対象とする区域)

第3条 マップの対象とする区域は、茨城県内全域とする。

### (マップに掲載する情報の範囲)

第4条 マップに掲載する情報は、次の各号のとおりとする。

- 一 宅地造成等工事規制及び特定盛土等規制区域に該当する土地の区域（以下、「規制区域等」という。）
- 二 法第12条、第16条、第30条、第35条の許可及び法第21条、第27条、第28条、第40条の届出にかかる事項
- 三 茨城県及び県内市町村における土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下、「残土条例」という。）における許可にかかる事項
- 四 採石法第33条、第33条の5の認可及び届出に係る事項
- 五 砂利採取法第16条、第20条の認可及び届出に係る事項（採取場の区域の全部又は一部が河川管理者に係るものを除く）

### (マップの公開及び利用の制限)

第5条 マップは、URL を茨城県建築指導課のホームページに掲載することで、一般に公開するものとする。

また、マップの利用については、制限を設けない。

### (マップへの情報の掲載及び更新)

第6条 情報のマップへの掲載及び更新は、次の各号のとおりとする。

- 一 第4条第一号に掲げる事項  
規制区域等に変更があったときは、茨城県建築指導課が更新するものとする。
- 二 第4条第二号から第五号に掲げる事項  
茨城県建築指導課は、第4条第二号から第五号の許可、認可又は届出を受理した機関（以下、「許可等機関」という。）から報告された別表1に掲げる事項をマップに掲載するものとし、原則毎月1日及び15日（当該日が休業日のはその翌営業日とする。）に更新するものとする。

### (公表情報の照会先)

第7条 公表情報の疑義にかかる照会先は、次の各号のとおりとする。

- 一 第4条第一号に係る事項については、茨城県建築指導課とする。
- 二 第4条第二号から第五号に係る事項については、許可等機関とする。

### (遵守事項)

第8条 マップを利用したことで、利用者は次の各号に了承したものとする。

- 一 GoogleMaps の利用については、GoogleMaps 利用規約に従うものとする。
- 二 GoogleMaps のサービス停止等の理由により、予告なしにマップの運用が停止すること。
- 三 許可等データの詳細について確認を得る際は、許可等機関に問い合わせること。
- 四 マップの利用者は、第4条各号に係る事項の改変を行ってはならない。
- 五 マップに登載された情報を利用する際は、その出典を明らかにすること。

### (メンテナンス作業等)

第9条 茨城県建築指導課は、利便性向上その他の理由により、予告なしにマップのメンテナンス作業等を行うことがある。

(免責事項)

第 10 条 マップの利用により利用者に生じた直接又は間接の損失、損害等について、茨城県建築指導課及び許可等機関は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 11 条 この利用規定に定めのない事項や疑義については、下記において対応する。

茨城県建築指導課 宅地担当

電話 029-301-4732 (内線 4730)

メール kenshi4@pref.ibaraki.lg.jp

附則

- この規定は、令和 6 年 12 月 9 日から施行する。
- この規定は、令和 7 年 8 月 26 日から施行する。
- この規定は、令和 7 年 9 月 25 日から施行する。

別表 1

項番	掲 載 事 項	備 考
1	情報の区分	第 4 条第二号から第五号の区分
2	工事が施行される土地または採取場の所在地及び代表地点の座標値（10 進度による緯度・経度）	
3	工事の許可または届出を受理した年月日	情報の区分が第 4 条第二号及び第三号の場合のみ
4	工事実行者（申請者）または業者の氏名又は名称	
5	許可番号	規定第 4 条第二号及び第三号のうち、許可及び変更許可に係る事案のみ
6	工事の着手（予定）年月日及び工事の完了（予定）年月日	情報の区分が第 4 条第二号及び第三号の場合のみ
7	採取期間または洗浄期間	情報の区分が第 4 条第四号及び第五号の場合のみ
8	盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積における最大時の高さ	情報の区分が第 4 条第二号及び第三号の場合のみ
9	盛土若しくは切土又は土石の堆積を行う土地の面積または埋め立て等区域の面積または採取場の面積	
10	盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積における最大時の堆積土量又は土地の埋立て等に用いる土砂等の予定数量	情報の区分が第 4 条第二号及び第三号の場合のみ
11	採取量または洗浄量	情報の区分が第 4 条第四号及び第五号の場合のみ
12	許可した自治体または認可した自治体または届出を受理した自治体の名称	情報の責任の所在を明らかにするため登録するもの